離婚調停条項（各種条項例）

**離婚条項**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（離婚）申立人と相手方は、本日、調停離婚する。 |

※　調停離婚の、第1次の届出人は、調停を申し立てた者です（戸籍法77条1項による63条1項の準用）。戸籍法63条1項では「訴を提起した者」とされており、調停離婚の場合、調停申立人がこれに該当します。※　第1次の届出人が調停成立日から起算して10日以内に届け出を行わない場合、相手方が第2次の届出者として届け出ることができます（戸籍法77条1項による63条1項の準用）。

〔相手方が届出る場合〕

|  |
| --- |
| １－b（離婚）申立人と相手方は、相手方の申出により、本日、調停離婚する。  |

※　例えば、戸籍の筆頭者である夫が離婚調停を申し立て、調停が成立した場合、妻がその戸籍から除かれ、原則、婚姻直前の氏に戻り、婚姻直前の戸籍に復籍します。しかし、妻は、直ぐに子を自分の戸籍に引き取ったり、あるいは、離婚の際に称していた氏を称する場合には自分を筆頭者とする戸籍を作ることを希望することが多々あります。そのため、実務上、調停条項に「相手方の申出により」旨の記載があれば、相手方が第1次届出人として届けることができることとされています。

〔離婚に伴う新戸籍の編製〕

|  |
| --- |
| ２（離婚）相手方は、離婚により、本籍を〇〇市〇〇町〇丁目〇番地として新戸籍を編製する。 |

※　例えば、戸籍の筆頭者である夫が離婚調停を申し立て、調停が成立して、夫が離婚届出を行う場合であっても、離婚の調停調書の条項中に、相手方（復氏者）につき、離婚により新戸籍を編製する旨および新本籍の場所が記載されている場合には、申立人が離婚届をする際、復氏者の申出がなくても新戸籍を編製する取扱いがされるようになりました（昭和55・1・18民2第680号民事局長通達）。

※　あるいは、「裁判又は調停による離婚等の届出人でない者が、当該届出によって復氏する場合に、同届書の『その他』欄に新戸籍を編製する旨記載し、署名押印して届け出た場合、又はそのむねの申出書を添付して届出があった場合には、これに基づいて新戸籍を編製して差し支えない」ものとされています（昭和53・7・22民2第4184号民事局長通達）。

〔渉外離婚〕

|  |
| --- |
| ３（離婚）本調停は、日本国家事事件手続法第268条の規定により確定判決と同一の効力を有する。  |

※　渉外離婚で、準拠法である外国法では裁判離婚だけが認められていることもあります。この場合、上記条項が記載されることが多いようです。

**親権・監護権**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（親権・監護権）当事者間の長男A（令和○年○月○日生）の親権者を母である申立人と定め、今後、申立人において長男Aを監護養育する。 |

〔親権者と監護権者の分属〕

|  |
| --- |
| １－b（親権・監護権）当事者間の長男A（令和〇年〇月〇日生）の親権者を父である相手方と、 監護者を母である申立人とそれぞれ定め、今後、申立人において監護養育する。 |

※　現在は余り利用されていないと思われます。

〔調停離婚を成立させて後日審判で子の親権者を指定〕

|  |
| --- |
| ２（親権・監護権）当事者間の長男A（令和年○月○日生）の親権者は、○○家庭裁判所の親権者指定に関する審判手続により定める。 |

※　親権者についての合意ができない場合、調停全体を不成立とすることが多数ですが、離婚と親権者指定を分離することもあり得ます。

**養育費**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（養育費）⑴　相手方は、申立人に対し、長男Aの養育費として、令和〇年〇月から同人が満20歳に達する日の属する月まで（ただし、長男Aが大学等の高等教育機関に進学した場合、令和〇年3月まで）、毎月末日限り、月額〇万円を、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。⑵　相手方は、長男Aの病気、事故等による特別の負担、高校、大学等に進学した場合における入学金、授業料等の学費の負担につき、別途協議するものとする。 |

〔段階的増額〕

|  |
| --- |
| １－b（養育費）相手方は、申立人に対し、長男Aの養育費として、次のとおり、毎月末日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。①　令和○年4月から令和〇年3月まで　月額3万円②　令和○年4月から令和〇年3月まで　月額4万円③　令和〇年4月から同人が満20歳に達する月まで　月額5万円 |

〔養育費の支払終期を子ごとに定める合意〕

|  |
| --- |
| １－c（養育費）相手方は、申立人に対し、長男A（令和○年〇月〇日生）及び長女B（令和○年〇月〇日生）の養育費として、次のとおり、毎月末日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法で支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。①　長男Aにつき、令和○年〇月から同人が満20歳に達する月まで月額5万円②　長女Bにつき、令和○年〇月から同人が満22歳に達する月まで月額5万円 |

〔一括払い〕

|  |
| --- |
| １－d（養育費）相手方は、申立人に対し、長男Aの令和○年〇月から同人が満20歳に達する月までの養育費として500万円を、 令和○年〇月末日限り、申立人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。 |

**面会交流**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（面会交流）申立人は、相手方が、長男Aと、月1回程度、面会交流することを認める。その具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。  |

〔宿泊を伴う面会交流〕

|  |
| --- |
| １－b（面会交流）申立人は、相手方が、長男Aの春休み、 夏休み及び冬休み期間中に、3泊までの宿泊を伴う面会交流することを認める。その具体的日時、場所、方法等は、子の福祉を尊重し、当事者間で協議して定める。 |

〔間接的な交流に止める場合〕

|  |
| --- |
| １－c（面会交流）⑴　相手方は、申立人に対し、当分の間、当事者間の長男Aと直接的な面会を求めないこととする。⑵　申立人は、相手方と長男Aの将来の円滑な面会の実現のため、相手方に対し、次のとおり協力する。①　相手方に対し、年に4回程度長男Aの写真を送付する。②　相手方が、長男Aに対し、クリスマスと誕生日にプレゼントと手紙又はカードを送付すること及び正月にお年玉と年賀状を送付することを認め、それを長男Aに交付することを約束する。 |

〔学校行事への参加を認める場合〕

|  |
| --- |
| １－d（面会交流）申立人は、相手方に対し、相手方が長男Aの学校行事（入学式、参観日、卒業式、スポーツ大会等）に参加することを認める。 |

**財産分与**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（財産分与）相手方は、申立人に対し、財産分与として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを、令和〇年〇月〇日限り、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。 |

〔調停期日における授受〕

|  |
| --- |
| １－b（財産分与）⑴　相手方は、申立人に対し、離婚に伴う財産分与として、金○○万円の支払義務があることを認める。⑵　相手方は、申立人に対し、本日、本調停の席上、前項の金額を交付して支払い、申立人はこれを受領した。  |

〔分割払い〕

|  |
| --- |
| １－c（財産分与）⑴　相手方は、申立人に対し、財産分与として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを次のとおり分割して、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。令和〇年〇月から令和〇年〇月まで毎月末日限り　月額〇〇万円⑵　相手方が前項の分割支払いを2回分以上怠った場合、当然に期限の利益を喪失し、相手方は、申立人に対し、前項の金〇〇万円から既払額を控除した残金を一括して支払う。 |

〔不動産持分の分与〕

|  |
| --- |
| １－d（財産分与）⑴　相手方は、申立人に対し、離婚に伴う財産分与として、別紙物件目録記載の不動産を譲渡する。⑵　相手方は、申立人に対し、前項の不動産について、本日付け財産分与を原因とする所有権移転登記手続をする。登記手続費用は申立人の負担とする。 |

※　財産分与により不動産を譲渡した者に対して譲渡所得税が課されることに注意してください（最高裁平成元年9月14日判決・判例タイムズ718号75頁）。

〔不動産の分与～所有権移転登記と金銭の引換給付〕

|  |
| --- |
| １－e（財産分与）⑴　相手方は、申立人に対し、財産分与として、別紙物件目録記載の不動産を譲渡する。⑵　申立人は、相手方に対し、⑶記載の所有権移転手続をするのと引き換えに、財産分与として金〇〇万円を、令和○年〇月末日限り、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。⑶　相手方は、申立人に対し、⑵の金員の支払いを受けるのと引き換えに、⑴記載の不動産について、本日付け財産分与を原因とする 所有権移転登記手続をする。ただし、登記手続費用は、申立人の負担とする。 |

〔現住不動産の分与と明渡条項〕

|  |
| --- |
| １－f（財産分与）⑴　相手方は、申立人に対し、財産分与として、本日、別紙物件目録記載の不動産を分与する。⑵　相手方は、申立人に対し、令和○年〇月〇日限り、前項記載の不動産から退去し、これを明け渡す。 相手方は、同不動産から退去後、建物内に残置した物があるときは、その所有権を放棄したものとみなし、申立人において、これを処分することに異議を述べない。 |

〔使用借権を設定する条項〕

|  |
| --- |
| １－g（財産分与）相手方は、申立人に対し、申立人が死亡するまでの間、別紙物件目録記載の建物に無償で居住することを認める。 |

〔賃借権を設定する条項〕

|  |
| --- |
| １－g（財産分与）相手方は、申立人に対し、別紙物件目録記載の建物を次の約定で賃貸し、申立人はこれを賃借した。①　使用目的　住居②　期間　　　令和〇年〇月〇日から10年間③　賃料 　　 月〇万円④　支払方法　毎月末日限り翌月分を相手方の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込んで支払う。 |

〔保全の取下げ〕

|  |
| --- |
| ２（財産分与）⑴　申立人は、相手方に対する〇〇家庭裁判所〇〇支部令和〇年（家リ）第〇号〇〇仮差押命令申立事件を取り下げる。⑵　相手方は、申立人に対し、前項の仮差押命令申立事件について、申立人が供託した担保（〇〇法務局〇〇支部令和〇年度金第〇号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。※　担保を保証委託契約によって立てている場合は、「相手方は、申立人に対し、前項の仮差押命令申立事件について申立人が支払保証委託契約をする方法により立てた担保（契約の相手方、契約日等で特定する）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。」となる。 |

**慰謝料**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（慰謝料）相手方は、申立人に対し、慰謝料として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを、令和〇年〇月〇日限り、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。 |

〔調停期日における授受〕

|  |
| --- |
| １－b（慰謝料）相手方は、申立人に対し、離婚慰謝料として、金○○万円の支払義務があることを認め、本日、本調停の席上、前項の金額を交付して支払い、申立人はこれを受領した。  |

〔分割払い〕

|  |
| --- |
| １－c（慰謝料）⑴　相手方は、申立人に対し、離婚慰謝料として金〇〇万円の支払義務のあることを認め、これを次のとおり分割して、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。令和〇年〇月から令和〇年〇月まで毎月末日限り　月額〇〇万円⑵　相手方が前項の分割支払いを2回分以上怠った場合、当然に期限の利益を喪失し、相手方は、申立人に対し、前項の金〇〇万円から既払額を控除した残金を一括して支払う。 |

**年金分割**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（年金分割）申立人と相手方との間の別紙年金分割のための情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を、0.5と定める。 |

※　別紙に年金分割情報通知書を添付して使用する条項です。

※　按分割合は自由に定めることができますが、原則、0.5です。

〔年金分割をしない旨の合意〕

|  |
| --- |
| １－b（年金分割）当事者双方は、今後、互いに離婚時年金分割について請求すべき按分割合に関する調停、審判の申立て及びその他一切の請求をしない。 |

**未払婚姻費用**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １（未払婚姻費用）相手方は、申立人に対し、婚姻費用の未払分として、金○○万円の支払義務のあることを認め、これを令和〇年○月○日限り、申立人の指定する銀行口座（〇〇銀行・〇〇支店、普通、口座番号・・・・・、名義〇〇〇〇）に振り込む方法により支払う。ただし、この振込手数料は相手方の負担とする。 |

※　離婚調停及び婚姻費用分担調停が一緒に成立することも多々あります。この場合の調停条項です。

**清算条項**

〔基本形〕

|  |
| --- |
| １－a（清算条項）当事者双方は、本件に関し、本調停条項に定めるほか、なんらの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目のいかんを問わず、互いに金銭その他一切の請求をしない。 |

※　本調停により一切を解決する旨の条項です。

〔慰謝料および財産分与の留保〕

|  |
| --- |
| １－b（清算条項）当事者双方は、慰謝料及び財産分与を除き、本件に関し、本調停条項に定めるほか、なんらの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名目のいかんを問わず、互いに金銭その他一切の請求をしない。 |

※　慰謝料および財産分与を清算条項からはずす場合の条項です。清算条項を入れないこともできます。